

令和6年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和6年3月1日（金）

○竹尾浩司議員（登壇）

市民クラブの竹尾浩司でございます。

それでは、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず、市職員の働きやすい労働環境についてお尋ねいたします。

1点目は、市職員に対するハラスメント対策についてであります。

近年、従業員が客から業務に関して暴言や土下座の強要、長時間の叱責、性的嫌がらせなどを受けるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが社会的問題として取り上げられています。

令和元年6月に労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

この改正を踏まえ、令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」、令和2年厚生労働省告示第5号が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、カスタマーハラスメントに関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましいこと、また、被害を防止するための取組を行うことが有効であることが定められています。

本市職員についても、市民からの要望や問合せへ対応する際、時には不当な要求や暴言、暴力、長時間の居座りなどのいわゆるカスハラに遭うことがあると思いますが、その対応はどうなっているのでしょうか。

他都市では、窓口や電話などで市民と接する場所には、具体的なカスハラ行為とそれを禁止する旨の掲示を行ったり、電話での申出内容を録音することを事前通知することで、暴言や長時間にわたる電話を牽制する取組を進めている自治体もあると聞いています。

また、職員を個人攻撃させないため、本市でも既に対応されている、名札の表記をフルネームではなく名字だけにすることや、さらに踏み込んでその名字の表記も漢字ではなく平仮名にして、SNS等で職員の個人特定をできにくくするなど、ネット上での嫌がらせに対する対応をしている自治体もあります。

そこでお伺いします。

本市における市職員へのカスハラの現状認識とその対策内容についてお聞かせください。

2点目は、市議会議員からの勧誘行為についてであります。

本市の庁舎管理規則において、第8条1項の第1号では「行商、宣伝、演説、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為」、第2号では「ビラ、ポスター、旗、幕、看板、立札、懸垂幕、張紙、文書、図書その他これらに類する物を配布し、掲示し、立て、又は結着する行為」は制限行為とされており、これらの行為をしてはならないが、別に定めるところにより庁舎管理者の許可を受けたものはこの限りでないと定められています。

しかし、市の管理職職員に対して、市議会議員が自らの所属する政党の機関誌の購読を勧誘し、購読に同意した職員に対して機関誌を配布し、集金を行うという行為が市庁舎内で行われていますがこのような行為は市のルール上問題がないのでしょうか。

公権力を行使する市庁舎内で、市の職員に対して政党機関誌購読の勧誘や配布、そして集金を行うことが公然と行われていることは異常なことであり、一般市民からも理解される行為ではないと思います。

また、市議会議員という立場で市職員に対して政党機関誌の購読を勧誘し配布するという行為について、職員としては非常に断りづらいとの声を聞きます。

議員という優越的な立場を利用し購読を勧誘する行為が、一種のパワーハラスメントにも該当するのではないのかと思います。

そこでお伺いしますが、市議会議員による政党機関誌の市職員に購読勧誘、その配布・集金する行為に対して当局としての見解をお聞かせください。

次に2項目のJR姫路駅周辺の受動喫煙対策についてお伺いします。

昨年の第2回定例会において、姫路駅北側の喫煙所撤去後の北駅前広場の吸い殻のポイ捨ての認識や、JR姫路駅の周辺に喫煙場所を設置できないのか質問させていただきました。

答弁では「ポイ捨てされた吸い殻の本数が、前年度の同時期と比較して約3割増加している。すなわち環境が悪化している状況であることが示されました。喫煙所を撤去して代替設備を置かなければこのような状況になることは

想定内であったことですが、新たな喫煙所設置の可否の問いに対しては、喫煙所設置によりポイ捨て抑制の効果が期待されるものの、人の出入りがあることから完全な分煙はできず、付近を通行する方への望まない受動喫煙防止の観点から、北駅前広場内など人が特に集まる場所での設置には課題があるため、喫煙所の形態や設置場所について、庁内関係部署での検討や関係機関との協議も行っている。しかし、現状では新たな喫煙所の設置については困難で、慎重に判断する必要がある。」との考えが示されました。

分煙施設の整備に関しては、健康増進法第 25 条において、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙の防止に必要な措置を総合的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。」とされており、各市町が積極的に分煙施設の整備に取り組むことが求められていますし、一定の技術的留意事項に沿って整備された分煙施設には、国から特別交付税措置等も講じられることとなっております。

路上喫煙禁止やたばこの吸い殻のポイ捨て禁止というルールを守ってもらうための「なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ」というスローガンも示されたところではありますが、非喫煙者を受動喫煙から守るためには、喫煙者へのマナー啓発だけでなく、しっかりとした分煙施設の整備があつてこそと考えますが、いかがでしょうか。

喫煙所の整備というと、灰皿を設置してたばこを吸う場所の確保をお願いしていると思われるかもしれませんが、私がこの問題に取り組んでいるのは喫煙者のためではなく、あくまでも未成年者や妊産婦など非喫煙者を受動喫煙から守る健康増進の視点と、観光都市姫路の玄関口である JR 姫路駅周辺の環境美化の観点からであります。

そこで、改めて JR 姫路駅周辺への分煙施設の整備について、当局のご所見をお聞かせください。

3 項目の姫路市の図書館運営の在り方についてお伺いします。

本市の図書館は城内図書館と 14 の分館で構成され、令和 4 年度末で 139.6 万冊を超える蔵書を有し、市民に対して教育的、文化的、娯楽的な資料を提供することで市民の知的好奇心や学習意欲を満たすとともに、社会参加や生涯学習の機会を促進する役割も果たしています。

しかし、市立図書館の利用実態について調査したところ、市民の図書館利用登録者数は 6 万 4,268 人で登録率

12.2%となっております。

これは本を直接借りられない乳幼児などを除いたとしても、利用登録者が少ないのではないかと個人的には感じます。

本市図書館では、子どもと一緒に楽しめるように親子で参加できるおはなし会などの開催や、城内図書館で親子がくつろいで利用できる読み聞かせルームが設けられていますし、令和 3 年度の城内図書館の改修においては、児童コーナーのトイレの洋式化や多目的トイレも改修、さらに授乳室も設置し、親子で利用しやすい環境が整備されるなど、これらの取組により、子育て世代の利用促進が図られています。

しかし、本市図書館をより広く市民の皆様にご利用いただき満足度を上げていくために、例えば、図書館をまだ利用していない層へのアプローチとして、保育園、幼稚園、こども園への団体貸出しや、高齢者や障害者福祉施設、病院などへ配本を行ったり、出前講座を実施することも考える必要があるのではないのでしょうか。

また、自宅で過ごす高齢者や障害者、妊娠や子育て中でのなかなか図書館へ足を運べない方々へのアプローチを行うなど、新規利用者の獲得に積極的に取り組む必要があると考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

次に図書館の機能強化についてお伺いします。

人口減少や高齢化が進む中であつて、地域課題の解消や学びを通じたにぎわいづくり、また、市民の生活充実や生きがいのため、本市の図書館が貸本事業に加えて、市民の社会参加や生涯学習の機会創出をサポートできる機関として、機能強化する必要があるのではないかと考えます。

会派で視察に行った佐賀県武雄市では、図書館をまちづくりの核、エンジンにするため、TSUTAYA書店を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が指定管理者として運営しています。

図書館を生涯学習施設として、自己啓発・自己研鑽のできる講座やワークショップなどを多種多様なイベントを開催し、多くの各種団体の参加によって地域活性化の拠点としても活用されておりました。

民間の知恵を取り入れた成功事例として参考になると思いますが、人口規模や市域面積が大きい本市では、同じように指定管理に向かうのではなく、大学や高等学校、企業、各種団体などと協力し、新たな図書館の活用方法や教

育文化情報の普及に貢献する仕組みを考える体制を構築してはどうでしょうか。

今後、縮小していく地域コミュニティの活性化のために、図書館が今まで以上に積極的に情報発信し、公民館とも協力するなど、自治会など地域団体とのコミュニケーションや協働を進めることも必要ではないかと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

次に、第4項目の大規模な市立荒川小学校、山陽中学校の課題についてお伺いいたします。

1 点目は、(仮称)荒川南小学校整備事業についてであります。

大規模校である市立荒川小学校については、活力ある学校づくりを目指して、令和2年2月に策定された姫路市立小中学校適正規模・適正配置方針に基づき、令和3年6月に、連合自治会や幼・小・中のPTA、各種団体の代表者等による荒川小学校区学校地域協議会が設置されました。

約1年間で計8回の会議や保護者アンケートを実施するなど慎重かつ熱心に協議が行われ、令和4年6月に「子どもたちの教育環境に鑑み、手遅れにならないうちに荒川小学校を分離し、荒川校区の玉手地内にある学校用地に新たな小学校を速やかに整備することを要望する。」との答申書が提出されました。

この答申を受け、市教委と市役所内部で検討された結果、令和5年第1回定例会において、令和11年に新設校の開校を目指すことが示されたところであります。

しかし、この定例会で示された令和11年の開校という開校時期について、地元荒川地区の住民からは心配の声が上がりました。

理由として、全校児童1,047人31学級の現状でさえ、休憩時間に運動場の利用制限をされており、さらに体育館やプール、家庭科室や理科室、音楽室などの利用機会も減るなど、体育施設や特別教室の不足問題が起きている。

また、1学年の児童が多いことによる社会科見学や林間学校、自然学校などの活動に制約が発生する課外活動への制限問題、さらには係や委員会活動、運動会や音楽会などで自分の得意なことが発揮できないなど、児童が個性を生かして活躍できる場が少なくなる活躍機会の減少問題なども発生しており、それが令和11年まで継続することに対する懸念からであります。

昨年8月には、教育長に対して、荒川小学校の児童が直

面する問題を少しでも速やかに解消されることを願い、荒川地区連合自治会として、分離新設スケジュールの早期化と分離新設までの間の教育環境の改善を求める要望書も提出されました。

今回、新年度予算に(仮称)荒川南小学校整備事業として5,340万円が計上され、令和10年4月に新設校を開校する計画が示されております。

当初、令和11年度としていた(仮称)荒川南小学校の開校について、地元要望も踏まえた開校時期前倒しへの教育委員会としての考えをお聞かせください。

次に、新設校の仕様についてですが、新しい学校を造るとなると、脱炭素化の視点から高効率な照明や空調の採用、建物の日射遮蔽や外皮性能向上など省エネ技術の採用や、再生可能エネルギーや蓄電池など創エネの導入などを取り入れることが必要となると考えますが、現時点での当局のご所見をお聞かせください。

また、設計から工事に必要な期間に併せて、事前の許認可などの複雑で煩雑な手続もあると推察しますが、現段階で描いている工程スケジュールを年度単位でお示ください。

次に、市立山陽中学校についてお聞きします。

山陽中学校は荒川・手柄・城陽の3つの小学校区に居住する生徒が通う中学校であります。近年の校区内におけるマンションの新築増や区画整理事業の進展、令和8年度のJR新駅建設などによる住宅の新築増加などにより、市内全域での急激な少子化にもかかわらず生徒数が増加し続けている状況であります。

令和3年度には977人であった生徒数は、令和5年度に1,021人に増加し、普通教室31教室に対して1年生から3年生の教室、26学級と特別支援学級5学級の計31学級となっており、余裕教室がゼロの状況であります。

また部活動においても、令和4年度の数字でございますが、団体競技であるバレーボール部は男子36人、女子49人、バスケットボール部は男子38人、女子も38人など非常に多くの部員を抱えて、練習のやりづらさや試合に出られない生徒もいるなど、大規模校であるために活躍の機会や自己肯定感を高める機会が、小規模校の生徒と同様に減少してしまう心配があるということも考えていかなければなりません。

児童数が増加する荒川小学校については、分離新設することで子どもたちの学ぶ環境整備に向けての道筋が示さ

れましたが、山陽中学校についても早急な対応を進める必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、山陽中学校に入学する生徒数の増加に伴い、教室数が不足するおそれが発生するのはいつ頃になると想定しているのか、お聞かせください。

その上で、山陽中学校の生徒の皆さんが部活動や体験活動など、中学生として3年間過ごす学校の環境改善など、今後の課題解決に向けてどのように進めようと考えているのか、当局のご所見をお聞かせください。

第5項目の都市計画道路荒川線アンダーパス工事につきましてお伺いします。

本工事は、踏切による交通渋滞を解消し、良好で安全な市街地形成を図ることを目的に、平面交差であったJR山陽本線と県道と久今宿線をアンダーパスによる立体交差化し、柵田踏切を撤去することとなっております。

本工事は平成30年、2018年に着工され、当初の計画では10年後の令和9年、2027年に完成する予定で進められておりましたが、昨年、当該アンダーパス工事の完成を最短で令和12年に延期するとの説明が、地元の荒川地区連合自治会へありました。

これは、JR委託工事の完了後に南北のアプローチ部分を施工するという工程見直しを行うため、最短でも3年間の延期ということになります。

この工程を見直す主な要因として、JR委託工事と区画整理組合で施工する南北のアプローチ道路の施工が別業者となるため、現場の安全を確保しながらの資材搬入や作業を行う場合、同時施工に必要なスペースの確保が困難になるという理由からです。

しかし、工期を延期することで仮設踏切の運用が続くこととなり、現状朝夕の踏切渋滞に困っている地域住民の生活への影響が長期化すること、人件費や資材費が今後上昇するとともに工事全体の現場管理費や安全管理費など間接的な費用も高くなってしまふなど、影響は小さいとは言えません。

そこでお伺いしますが、現状、線路下の立坑や推進工事などの工事は、電車の通過しない夜間の3時間程度しか行っていないので、昼間の時間帯に施工できる南北のアプローチ部分の工事を別発注工事とせず、JR委託工事に含むことで工程や施工範囲などの難しい調整にも対応でき、並行しての施工が行うことで工期の延長期間短縮も図れるのではないかと考えますが、当局のご所見をお聞かせくだ

さい。

また、本工事と一体的に整備が進められている、兵庫県の荒川線拡幅工事に対する今回の工期延長の影響についてもお答えください。

地域住民の安全で良好な生活環境が少しでも早く整備されるとともに、財政面での影響を少しでも縮小できるよう、前向きな答弁を求めます。

以上で、私の第1問を終了いたします。

○三輪敏之議長

志々田副市長。

○志々田武幸副市長（登壇）

議員ご質問中、私からは、5項目めの都市計画道路荒川線アンダーパス工事についてお答えいたします。

都市計画道路荒川線アンダーパス工事は、通学路の安全確保、ボトルネック踏切及び渋滞交差点の解消を目的に、姫路市の技術援助の下、英賀保駅周辺土地区画整理組合により事業が行われております。

当初は、現在施工中のJR委託工事と並行して南北のアプローチ工事を行う予定でしたが、JR委託工事の作業ヤードが想定以上に広く、同時施工に必要な作業スペースの確保が困難な状況となっており、JR委託工事との同時施工が課題であると認識しております。

議員ご提案のJR委託工事に含めることにつきましては、アプローチ部分が線路の影響範囲外であるため、JR委託工事に含めることはできませんが、荒川線アンダーパスの早期開通を図るため、JRと協議を進めるとともに、現在、JR委託工事を施工している業者への随意契約などあらゆる手段について、発注者である区画整理組合と協議、検討いたしてまいります。

また、アンダーパス工事により、北側で進められている兵庫県施工の荒川線拡幅工事の進捗への影響はないと聞いております。

今後も、地域住民の生活への影響や財政面への影響を最小限に抑えるため、区画整理組合と姫路市が寄り添い、一体となって英賀保駅周辺土地区画整理事業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○三輪敏之議長

坂田総務局長。

○坂田基秀総務局長（登壇）

私からは、1項目めの1点目についてお答えいたします。

議員お示しのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラに関するトラブルは年々増えており、対応した事案の中には、警察への通報や逮捕に至ったケースもございました。

また、「カスハラにより現場が疲弊している。」との相談が、職員倫理課に数多く寄せられたことから、令和4年にカスハラ対応に係る職員アンケートを行ったところ、窓口現場で勤務経験のある職員から、「長時間の電話や面談、脅迫や暴力を受けた。」との回答が多くあり、当該行為に対して、どう対応すべきか苦慮している職員が多く存在することが判明いたしました。

これらの状況に対応するため、カスハラ行為に対する役割分担について職員に周知するとともに、窓口現場を対象としたさすまた等を使った受傷防止訓練の回数を増やすほか、昨年度からは弁護士を講師に招き、カスハラ対応に係る法的知識を習得する研修を実施いたしております。

また、複数職員による対応の徹底や退去命令の活用、さらに相手の行動が犯罪行為に当たると判断した場合には、早急に警察への通報を行うなど、組織的な対応にも取り組んでおります。

また、これらの取組に加え、カスハラ対策の一環といたしまして、各所属に通話録音装置を整備するとともに、カスハラ対応の相談が多い本館1、2階の所属や、警察への通報事案等があった出先機関に対して、防犯カメラを整備するため、次年度予算案にそれら経費を計上いたしております。

カスタマーハラスメントは公正な職務の遂行を妨げるものであり、職場環境や、市役所を利用する市民の皆様にも影響が及ぶものであるため、今後も組織が一丸となり、毅然とした対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三輪敏之議長

石田財政局長。

○石田義郎財政局長（登壇）

私からは、1項目めの2点目についてお答えいたします。

まず、管理職職員に対する政党機関誌購読の勧誘、配布、集金は庁舎管理規則上問題がないのかについてでございますが、姫路市庁舎管理規則第1条に、同規則の制定趣旨として、庁舎の維持保全及び災害の防止並びに庁舎における公務の維持及び環境の保全を確保するためと定められております。

これは、庁舎内の通行や来庁者の手続、職員の業務遂行

等の妨げになる事象の防止を図るものであると考えております。

一般的に、職員以外の者が執務室に入室することは、所属で個人情報や機密情報を保有している場合にこれらを見聞きする等の可能性があること、また職員応対が必要となるため業務遂行の妨げにつながる事象等が懸念されます。

政党機関誌に係る一連の行為については、これまでこのような懸念事項に該当する報告を受けていないことから、現在のところ庁舎管理上、問題のある事象であるとは考えておりません。しかしながら、今後、該当するような事案が発生した場合は、速やかに関係部署と協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、政党機関誌購読の勧誘等は、議員という優越的な立場を利用して行う一種のパワーハラスメントに該当しないのかについてでございますが、現在、庁舎内における政党機関誌の勧誘等に関し、職員が購読を強制された、または強要された等の事案は承知しておりませんが、今後、このような事案が発生した場合は、速やかに関係部署と協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、適正な入室管理を行うことで、職員の執務環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○三輪敏之議長

福田農林水産環境局長。

○福田宏二郎農林水産環境局長（登壇）

2項目めについてお答えいたします。

JR姫路駅周辺では、路上禁煙指導監視員が路上喫煙禁止区域を定期的に巡回しておりますが、令和2年3月に公設の喫煙所を撤去して以降、早朝や日没の時間帯において、禁止区域内にあるバス停や休憩スペースなどでの喫煙行為が見受けられ、公共の場所での受動喫煙が問題となっております。

本市では、望まない受動喫煙をなくすための対策に取り組んでおり、ホームページ上での受動喫煙による健康被害についての紹介や、たばこの害や受動喫煙に関する講演会などの情報発信を行っております。

また、健康増進法及び兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例に基づいた指導などを行っており、飲食店やたばこ販売店前に設置された灰皿からの煙や臭いに関する相談があった場合には、該当施設の管理者に確認するとともに、

適切な対応について助言を行っております。

分煙施設の整備は、路上喫煙によるたばこのポイ捨ての防止や受動喫煙対策として有効な取組の1つと考えております。

しかしながら、整備に当たっては、県の条例において屋内及び屋外設置のそれぞれに構造・技術的要件が定められており、加えて建物の出入口や歩道に面した場所などに灰皿を設置しないよう求めています。

したがって、受動喫煙の影響がないことや喫煙者を誘導しやすい場所であること、清掃・煙の抑制など適切な維持管理が可能なことなど、これら全ての条件を満たすものでなければ整備は困難であると考えております。

姫路駅周辺を市民や観光客などが安心して利用できる空間とするため、施設管理者への指導はもとより、受動喫煙による健康への影響を受けないための環境整備については、引き続き取り組むべき重要課題と認識しております。

まずは、禁煙外来を受診される方に姫路ポイントを給付するなど、喫煙者を減らすための取組や、路上喫煙禁止区域での指導啓発の強化など、市民の健康と環境美化の両方の観点から、有効な受動喫煙・ポイ捨て防止の取組を続けてまいります。

以上でございます。

○三輪敏之議長

平田教育次長。

○平田貴洋教育次長（登壇）

私からは、3項目目についてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、図書館の新規登録者数につきましては、令和3年度以降増加傾向にございますが、図書館未利用者への働きかけは重要であると考えております。

新たな利用者の獲得のために、令和5年3月に電子書籍貸出サービスを開始したほか、令和6年度より、子育て中の保護者が安心して図書館を利用できるよう、図書館内で短時間子どもを預かることのできる託児サービスを新たに実施する予定でございます。

また、学校園や市内の病院、老人福祉施設等への団体貸出、自動車文庫の巡回による図書の貸出し及び返却、視覚障害者等への音訳図書の郵送貸出などについては従来より実施しておりますが、これらのサービスをより多くの方に知っていただけるよう、さらなる周知を行うとともに、マイナンバーカードを使ったオンライン申請による利用

者登録についても広報していくことによって、新たな利用者の獲得に努めたいと考えております。

次に、2点目についてでございますが、城内図書館における課題解決に関する事業として、医療健康情報コーナーを設置し、医療に関する図書や闘病記、市内の医療機関などから収集したパンフレット等を配架し、医療情報の提供を行っております。

加えて、兵庫県看護協会と連携し、健康相談会「まちの保健室」を実施することで、医療健康情報コーナーにおける資料提供との相乗効果を図っております。

また、中高生コーナーも設置し、中学生が作成したトライやるウィーク新聞の掲示や、中高生による地域研究等の成果やおすすめ本の紹介などを行い、中高生による自発的な研究や活動の発表の場を提供するなど、図書館の活性化を図っております。

議員ご提案の地域活性化に貢献する仕組みの構築については、地域コミュニティの活性化を担っている部署との協力・連携が重要であると考えており、今後も図書館が果たすべき役割について研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○三輪敏之議長

西田教育長。

○西田耕太郎教育長（登壇）

私からは、4項目目についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、学校の開校時期につきましては、昨今の建設業界を取り巻く状況を鑑みますと、スケジュールの設定を慎重に行う必要がございます。

しかしながら、今回、1年前倒しで開校時期を令和10年4月といたしましたのは、現在、荒川小学校内に仮校舎を設置している状況であることなどを踏まえ、教育委員会としましてもできるだけ速やかに新校の設置を進めたいという趣旨でございます。

次に、学校施設の脱炭素化の取組につきましては、来年度に新校の設計を進める中で、費用対効果等を勘案しながら、省エネルギー性能の確保等を進めてまいります。

また、新校の整備スケジュールにつきましては、令和6年度、7年度において具体的な学校の構造や機能、設備といった仕様を定めるなど、工事発注に必要な設計を進めてまいります。そして、令和7年度中には建築工事を開始しまして、令和9年度中に工事が完了する予定でございます。

次に、2点目でございますが、山陽中学校は、荒川小学校校区と城陽小学校校区の人口増に伴い、生徒数の増加が見込まれております。生徒数の将来推計については、転入転出等の状況が想定しにくい面がございますが、このままの状況が続くと約10年後には教室が不足することが予測されます。

また、山陽中学校の環境改善につきましては、教室改造等により対応しているところでございます。

一方、本市においては、小中一貫教育を進める中で拠点となる義務教育学校の設置を進めており、新たに城陽小学校を校地として、城陽小学校区を通学区とする施設一体型の義務教育学校を設置したいと考えております。

これにより、城陽校区におきましては、9年間のつながりを重視した本市ならではの特色ある取組を進めるとともに、山陽中学校の大規模化の課題を解消し、生徒にとって望ましい教育環境を実現してまいります。

以上でございます。

○三輪敏之議長

19番 竹尾浩司議員。

○竹尾浩司議員

それでは、2問目をさせていただきます。

まず、市職員の働きやすい職場環境についてでございますが、カスタマーハラスメント対策について、様々な研修であったり、来年度予算も取って対応していただけるということでございますが、東京都でも、一般の企業も含めてカスタマーハラスメントの対策条例をつくるというような話があります。

これ、基本的には、多分いろんな苦情を言ってこられる市民の方、また一般のところでも、言ってる方は、自分たち間違っただけで言ってるとは認識せず、正しいことを言ってるんだという感覚で、申出をされておられるんだというふうに思うんです。

第1問の中でも触れましたけども、こういう行為がカスタマーハラスメントになるんですよっていう部分、要は正しいこと言っても大きな声で長時間叱責したり、もしくは、職員に土下座を含めた謝罪を求めたりするような行為が、ハラスメントにつながっていくということでございますので、やっぱりそういうことがやっぱり、申出者は自分が間違っていない、正しいことを言ってるのになんかというふうなこともつながりかねませんので、その辺も併せて、受け手側の対策だけではなくて、申し出てくるような方たちに、1問の中でも言いましたけども、こういう行為がカスタマ

ーハラスメントに該当するんですよというような注意喚起っていうものが必要ではないかと思っておりますけど、その点について、どのように考えておられるかお聞かせ願いたいと思っております。

それから、市議員からの勧誘行為について、現状、石田局長からは、庁舎管理規則に対する考え方として、懸念の部分がないから問題ないというようなことで答弁があったと。今後、問題があれば対応していくということでございましたけれども、最近、昭和、平成、令和と流れてくる中で、過去からやってきていた行為っていうものが、時代の変化とともにいかなるものかというような、受け止め方が変わってくる。

社会的なコンセンサスが得られなくなってきているような行為であったり、それがルール違反なのかどうなのか、コンプライアンス的にどうなのかっていうところは、何も条例やそういう法律に該当するかしらないかという以前に、社会的な問題っていうところも意識する必要があるというふうに考えます。

この調査の中で、例えば、今、市議員さんだから、私も含めて、市庁舎の中へ連絡1本すれば出入りさせてもらってますけど、一般の市民の方やほかの政治団体やほかの宗教団体の方が同じように、自分のところの本やそういう機関誌や例えば産業新聞であったり、いろんなものを買ってくれてようなことが許されるのかというようなこと、そういうことも広い目で見るときに、それは公権力を行使する市役所庁舎内の中で、本当にそれが正しい行為で、それが市民の皆さんに聞いていただいて、それはしゃあないなというようなことになるかということ、やっぱりしっかりと受け止めていただく必要があるのではないのかと思います。

今、テレビで、TBSの今日、金曜日ですけど、今日も多分、夕方、夜に、テレビドラマであると思っておりますけど、不適切という言葉、適切ではないということなのか、不適切なのか。昔はよかったけど、今は駄目という。

今は、この令和の時代、平成から令和の時代が変わって、やっぱりその職員さんも、そういえば最初頼まれたときには、読んでみようか、頼まれたから、断りきれなかったという方も、数年たって、10数年たって、今となってもうやめられない、断れないみたいなことになっていないのかということも、しっかりと職員を守る立場から考えていただきたいと思っておりますけども、その点についても再度答弁い

ただきたいと思います。

それから、受動喫煙対策についてでございますが、これは先日の自由民主党会派の代表質疑の中でも触れられておりましたように、なかなか難しい対応となるというふうに覚悟して、この質問もさせてもらいましたけれども、先日の答弁の中でも、令和5年の4月からこの令和6年1月の期間でも、前年同時期を上回る吸い殻のポイ捨てがあったというような答弁もございましたし、さっき質問の中で言いましたけど、マナーに訴えるということの限界というものが、やっぱりおのずとからにあるのかなというふうに思っています。

質問の中でも言いましたから繰り返しになりますけども、受動喫煙を受ける方の立場っていうものをもう少し踏み込んで考えていただけたらありがたいと思いますし、ハード対策の部分で、ソフト・ハード両面でこの問題は手を打っていかないといけないと思います。

周辺市町だけではなく、大阪市の事例が先日は示されておりましたけども、全国、観光都市と名乗るからにはそれなりの対応やられておる都市もあると思います。

それぞれの観光地の抱えておる町々の状況もしっかりと調査研究していただいて、取り組んでいただきたいと思うんですけども、その辺について、併せてご答弁をお願いいたします。

それから、西田教育長から、小学校の問題と中学校の問題についての答弁いただきました。

荒川南小学校の整備事業については、仮設校舎の問題も含めて、工期短縮を図って開校時期を1年前倒しということで、思いを聞かせていただきました。

地元としても、本当に子どもたちってというのは、1年1年、卒業生が出ていって1年1年、新しい子どもたちが入ってきて、ずっと同じ人間がおるだけじゃなくて、人が入れ替わっていきます。

その中で、子どもたちが学ぶ環境というものは、やっぱりいい環境で学ばせてあげたいというのが、それぞれの保護者であったり地域の住民の皆さんの思いでございます。

改めて、令和10年4月に前倒していただいた、これはもう現状の建設業界等々を、この2024年からは時間外の規制もかかってきますし、土日、週休2日制の問題であったり建築業界、取り巻く環境の厳しさも私も分かっております。

その上でやっぱり学校が開校するまでの間の子どもた

ちに対する教育環境を少しでもよくするための取組っていうものを、もし前回の質問でもさしていただいたこととはかぶりますけども、何かお知恵がございましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから山陽中学校の問題で、教室不足になるのは10年後という話でございました。

まだ大分先の話だなというふうに思いますけれども、その中で、義務教育学校を城陽小学校区に設置したいという、今ご答弁がございました。

この件につきましては当該校区の人間ではございませんので、なかなかどう反応していいのかなというのはあるんですけども、当該校区の皆様方とのこれからこの答弁を受けて、いろいろとまたやり取りがあると思うんですけども、時期的なものとか説明にしっかり入っていくスケジュール的なものをもしお持ちでございましたら、お教え願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○三輪敏之議長

坂田総務局長。

○坂田基秀総務局長

カスハラの中で、相手方にカスハラ該当性を告げてということでございますけども、事案が発生した際には、所管の職員倫理課も協力をいたしまして、しっかりと理由を告げて、相手に警告を与えております。その繰り返しはかなり定着してきたかなと思っております。

また、過度なものにつきましては、警察にも協力をいただいて、例えば、令和4年には11件通報いたしました。

それから令和5年には、これは6年の1月末現在で13件ということで、警察にもご協力をいただきながら、警察からもしっかりと厳しく注意を与えていただいている状況でございます。

以上でございます。

○三輪敏之議長

石田財政局長。

○石田義郎財政局長

職員を守る立場からということで、職員にご配慮いただきました。

私どもも公務の執行が円滑に行くように、職場の環境というものを、常に、今以上に、配慮、維持していきたいと考えています。

また、市民からどう見えているかということも、時代と

ともに変わってますよというお話もいただきました。

これについては、議員ご指摘のとおり、我々の業務っていうのは本当に市民の信頼の下に成り立っておりますので、そういった着眼点を意識しながら、今後は業務に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○三輪敏之議長

福田農林水産環境局長。

○福田宏二郎農林水産環境局長

本市におきましては、市民の健康と美化を大切にすることを何より大事と考えております。この点については揺るぎのないところです。

そのための手法としまして、ご指摘の他都市事例や最先端の取組を研究して、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○三輪敏之議長

西田教育長。

○西田耕太郎教育長

荒川小学校の子どもたちのことでございますけれども、学校と、しっかり状況とか子ども的人数増に伴う困り事とか、そういう情報共有をしっかりとしまして、連携して、子どもたちによりよい教育環境を提供できるようにしてまいりたいと思います。

それから、城陽小学校区をエリアとした義務教育学校の件なんですけれども、城陽小学校の校地に計画しております。

それで、小学校の運営に支障がないよう計画的に建築を進めていくことから、より安全かつ早くできるかなどを含めて、工事手順等をこれからしっかり検討していく中で、開校時期等をお示ししてまいりたいと思います。

以上です。

○三輪敏之議長

以上で、竹尾浩司議員の質疑を終了します。